



## JAL 緊急脱出訓練中事故労災裁判 「勝訴確定」

～ 他業種に類を見ない乗員の資格維持制度、何故、懸命に業務を遂行した者が裁判を  
起こさねばならなかったのか、判決後も引き続き、乗員全体での取り組みが必要です。～

Legal 委員会ニュース

2010年12月24日、東京地裁は緊急脱出訓練により腰痛を発症した倉町さん（日本航空乗員組合員）に、労災を認める全面勝利の判決を出しました。この判決に対し被告（国側）が控訴しなかったため、2008年10月に始まった裁判は倉町さんの勝訴で確定しました。

### 主 文

- 1 大田労働基準監督署長が平成17年4月7日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を支給しない旨の処分（ただし、平成20年4月30日付けの裁決によって一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 2 大田労働基準監督署長が平成19年1月26日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成16年11月6日以降の期間に係る部分を取り消す。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

判決主文にあるように、今回の判決は、大田労働基準監督署が療養補償給付、休業補償給付に関して“支給しない”とした労基署の処分を取り消すものです。

倉町さんには、「地上業務可」という診断書が2009年2月3日付けで出され、本人は地上職変の希望を提出していました。JALは「今後は職種変更の手続きを進める。ただ会社の状況が厳しいため、今後の手続きにはかなり時間がかかる。」と述べていました。しかし、

**会社の手続きの不備にも関わらず、12月31日に倉町さんを整理解雇しました。**

地上職変手続きが完了していれば、倉町さんは整理解雇の対象ではありませんでした。

裁判に勝利するためには、総合力の結集と多大な労力が必要です。個人の問題と矮小化せず、乗員全体の問題として日航乗員組合、そして産別の全面支援が重要な要素といえます。

日乗連は乗務員を中心とする民間航空労働者の雇用・労働条件・権利・福祉等の維持改善。その他地位の向上に関する活動を今後も主体的におこなっていきます。

引き続きみなさまの、ご理解とご支援をお願いします。

以上

